

学校感染症とは、学校で予防しなければならない感染症のことです。その種類と出席停止の基準は、学校保健安全法により、下記のように定められています。

これらの病気にかかったことが明らかになると、**出席停止扱い**となり、欠席にはなりません。医師の診断を受け、感染症にかかっていることが明らかになった時点で学校に連絡をいただき、「**学校感染症に係る疾病報告書**」を提出してください。

(トップページ 「学校からの配布文書」の「保健関係」の「学校感染症について」に用紙があります)

また、**回復したと思われる場合も、医師の診察を受け、その旨を学校にご連絡ください。**

記

インフルエンザ

高熱、喉の痛み、頭痛、関節、筋肉の痛み、悪寒など

<出席停止期間：解熱後2日を経過するまで>

麻疹(はしか)

発熱、咳、くしゃみ、鼻水、目やに、発疹など

<出席停止：解熱後3日を経過するまで>

風疹(3日ばしか)

発熱、発疹、耳の後ろや首などのリンパの腫れなど

<出席停止期間：発疹が消失するまで>

水痘(水ぼうそう)

発熱、全身に水疱のある発疹

<出席停止：すべての発疹が痂皮化(かさぶたになるまで)>

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

発熱、耳下腺の腫脹

<出席停止期間：耳下腺の腫れが消失するまで>

咽頭結膜熱(プール熱)

発熱、のどの痛み、目やになど

<出席停止期間：主要症状消退後、2日を経過するまで>

流行性角結膜炎

急性濾胞性結膜炎を伴い、眼瞼腫脹 異物感がある

<出席停止期間：医師により伝染の恐れがないと認められるまで>

条件によって出席停止の措置が必要と考えられる伝染病として

溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑(リンゴ病)・

流行性嘔吐下痢症などがあります。